

長野県地域職業能力開発促進協議会構成員の募集について (職業紹介事業者等)

今般、長野県地域職業能力開発促進協議会の構成員として、長野県地域の人材ニーズを把握している有料職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者(届出をしている事業者)(以下「事業者」という。)を募集します。

1 長野県地域職業能力開発促進協議会について

長野県地域職業能力開発促進協議会(以下「協議会」という。)は、令和4年10月1日付け施行が予定されている改正職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)第15条に基づき、長野県の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組みが適切かつ効果的に実施されるようにするため、人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定、効果検証を通じた訓練内容の改善等を協議します。

協議会は、年間2回程度の開催を予定しています。

また、応募者が多数の場合は、各回ごとに順番で事業者に出席いただきます。

2 募集要件

以下の要件を満たす事業者又はその団体とします。

- ① 長野県内の人材ニーズを把握しており、協議会において把握した人材ニーズに関して発言できること。
- ② 長野県内に事業所が存在していること。
- ③ 過去3年以内に職業安定法(昭和22年法律第141号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律(昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。)に基づく行政処分(許可を除く)を受けていないこと。

3 任期

長野労働局長が委嘱した日から、委嘱した日の属する年度の翌々年度末日までとします。

4 謝金等

一定の要件を満たした場合、協議会出席に係る謝金及び協議会出席のための旅費を支給します。

5 応募方法

- (1) 電話による連絡後、応募様式に必要事項を記入のうえ、事業内容がわかる書類を同封し、長野労働局職業安定部訓練課まで郵送又は持参により提出してください。

なお、提出された書類につきましては、返却いたしません。

(2) 連絡先及び送付先

〒380-8572

長野県長野市中御所1-22-1

長野労働局職業安定部訓練課 訓練課長 宛

電話：026-226-0862

(3) 応募期限

令和7年9月3日（水）（公示日から2週間後）

6 その他

(1) 構成員の決定等については、応募者に対して後日ご連絡いたします。

(2) ご不明な点がございましたら、5(2)の連絡先あてお問い合わせください。